

土木部各課長
各土木事務所長 様

土木部長

現場代理人及び主任技術者等に係る育休等の取扱いについて（試行）

公共工事においては、現場代理人や主任技術者等の担い手確保が重要な課題となっています。特に、技術者が育児や出産等を理由として、現場を離れることに躊躇することを防ぎ、働き続けやすい環境を整備することが求められています。

このため、本取扱いは、現場代理人や主任技術者等が育児や出産等による休暇を取得しやすくするため、制度的な柔軟性を確保し、技術者の継続的な就業支援を図るとともに、女性技術者の就業率向上及び職場定着の促進を目的として、下記のとおり取扱いますので、周知をお願いします。

記

1. 現場代理人の育休等の取扱い

- (1) 出産又は育児にかかる休暇を取得する期間が連続して 14 日（現場閉所日含む。）以下の場合、変更届を提出することなく、現場代理人に代わって、代役を設置することができるものとする。
- (2) 代役は、工事現場に常駐し、工事現場における運営、取締りを行うものとし、建設工事請負契約書第 10 条第 2 項に定めるその他の権限は行使できないものとする。なお、緊急を要する場合は、この限りでない。
- (3) 出産又は育児にかかる休暇を取得する期間が連続して 14 日（現場閉所日含む。）を超える場合又は主任技術者（監理技術者等を含む）と兼務している場合は、従来どおり、変更届により現場代理人を変更するものとする。
- (4) 受注者は、現場代理人の代役を設置しようとするときは、代役を設置する旨及びその期間、氏名、連絡先を事前に発注者に通知することとする。（メール又は情報共有システム等によることとし、任意様式とする。）
- (5) 現場代理人と代役の連絡体制が確保されていなければならない。

2. 主任技術者等の育休等による途中交代の取扱い

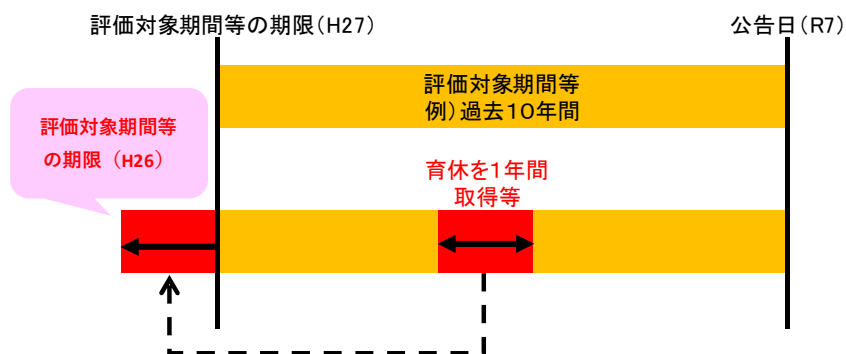
- (1) 主任技術者又は監理技術者の途中交代については、入札公告で求められた要件又は総合評価方式において、評価された要件に基づき、同等以上の技術力を有する技術者との交代を条件としているが、出産又は育児にかかる休暇を取得する期間が連続して 14 日（現場閉所日含む。）以下の場合においては、主任技術者又は監理技術者になり得る資格を持つ技術者であれば、交代することができるものとする。
- (2) 出産又は育児にかかる休暇を取得する技術者は、休暇取得後、当該現場の主任技術者又は監理技術者に復帰することを条件とする。
- (3) 交代する際は、技術者変更届により届け出るものとする。なお、施工計画書の記載内容の変更

については、「軽微な変更」として、変更計画書の提出は必要ない。

3. 主任技術者等の従事期間の取扱い

- (1) 一般競争入札における配置予定技術者の従事期間について、「労働基準法」(昭和 22 年法律第 49 号) 第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成 3 年法律第 76 号) 第 2 条第 1 号に規定する育児休業及び同条第 2 号に規定する介護休業(以下「出産・育児等による休業」という。)を取得した場合には、当該休業の取得期間を加算することができるものとする。
- (2) 出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する資料を追加書類に添付して提出するものとする。
- (3) 対象は、入札参加資格における従事実績、総合評価の評価基準における同種・類似工事の従事実績、同種・類似工事の成績評定、優良工事表彰、継続学習制度(CPD)とする。

【イメージ図】



※育休等を短期間（１ヶ月等）取得した場合は、取得期間分（１ヶ月等）が加算されるため、その期間に有効なものが評価の対象となる。（その期間の属する年度全体が評価の対象となるものではない。）